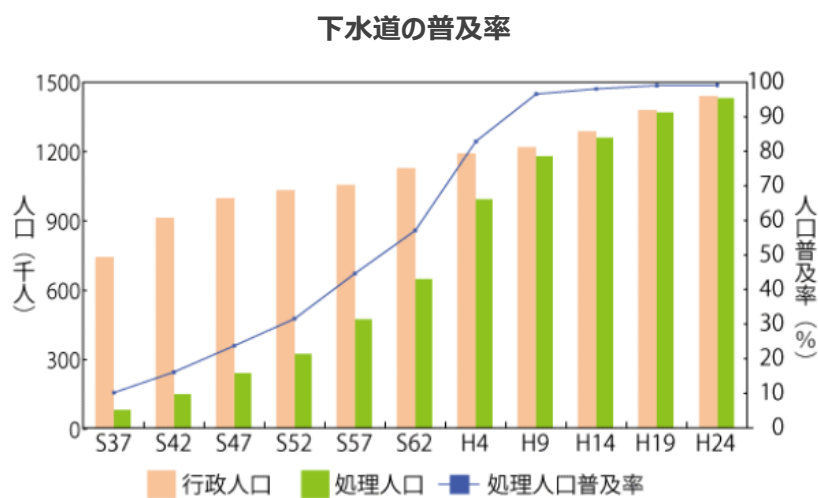
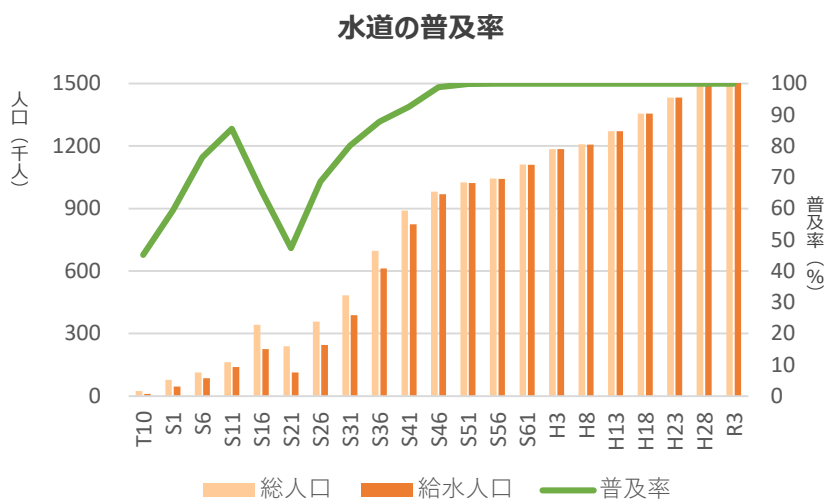


2

料金制度等の
改革の必要性

2 料金制度等の改革の必要性

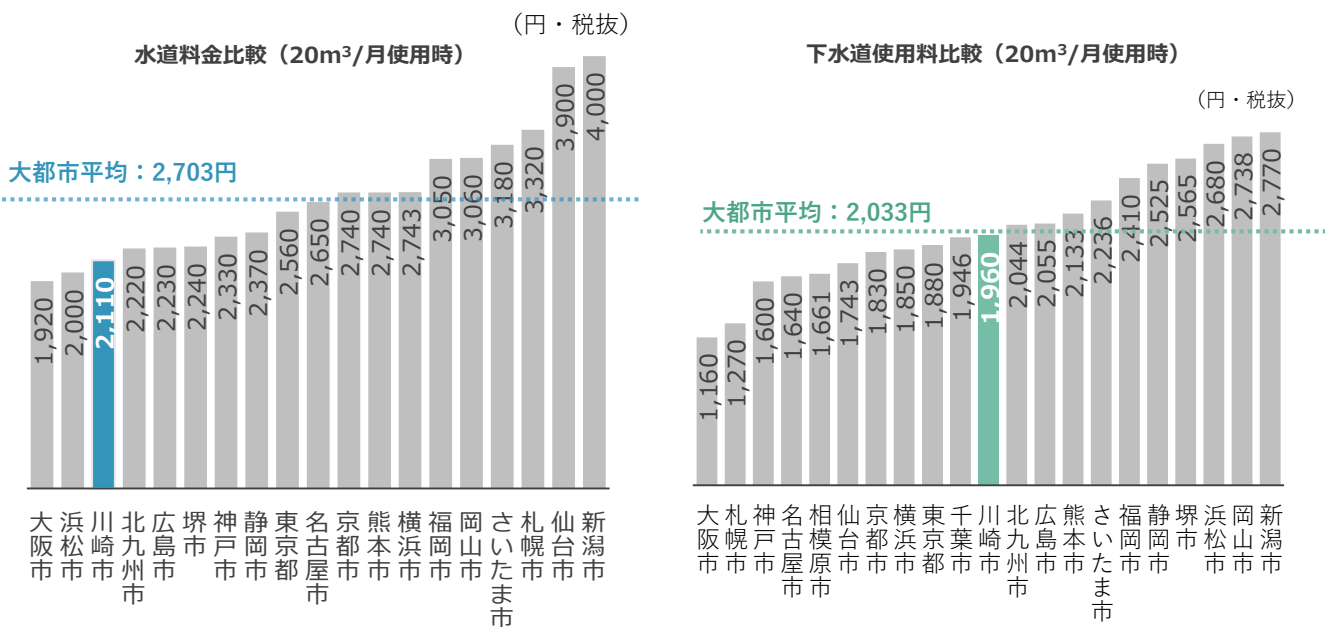
上下水道局では、水道・下水道の普及を進め、本市の発展に寄与してきました。



普及率は、**ほぼ100%**に到達

2 料金制度等の改革の必要性

下のグラフは、ひと月20m³使用した場合の水道料金と下水道使用料を、他の大都市と比較したもので、それぞれ色の付いた部分が本市になります。



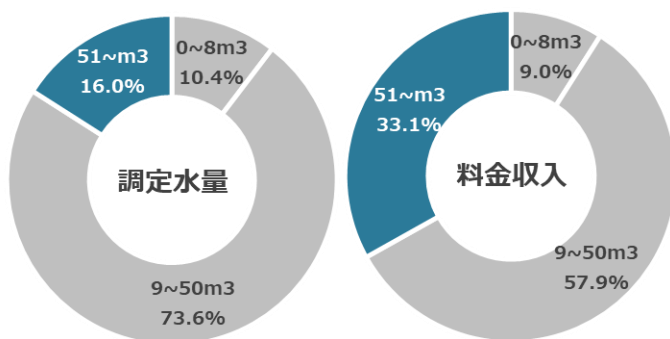
(注) 川崎市上下水道局調べ (R6.4時点)
政令指定都市および東京都との比較 (水道料金比較については、千葉市と相模原市は大部分が県営水道のため除く)
水道の口径別料金体系の都市については、口径20mmの料金を適用

本市の小口向けの水道料金は、他の大都市と比較して安い水準を維持しています。また、下水道使用料は、大都市平均程度の水準を維持しています。

2 料金制度等の改革の必要性

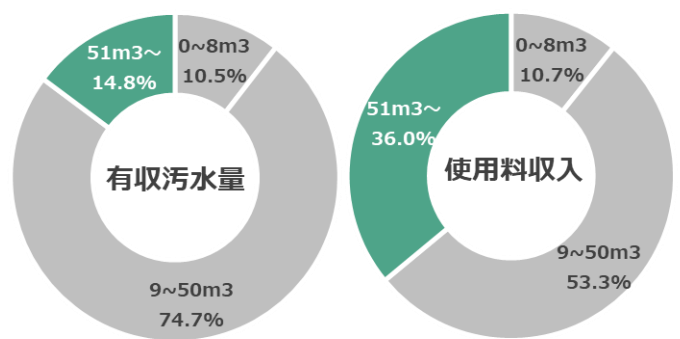
水道料金、下水道使用料は、大口の需要者によって支えられてきた側面があります。

水道（令和4年度）



測定水量の構成比では、大口は16%
料金収入の構成比では、大口は**33%**

下水道（令和4年度）



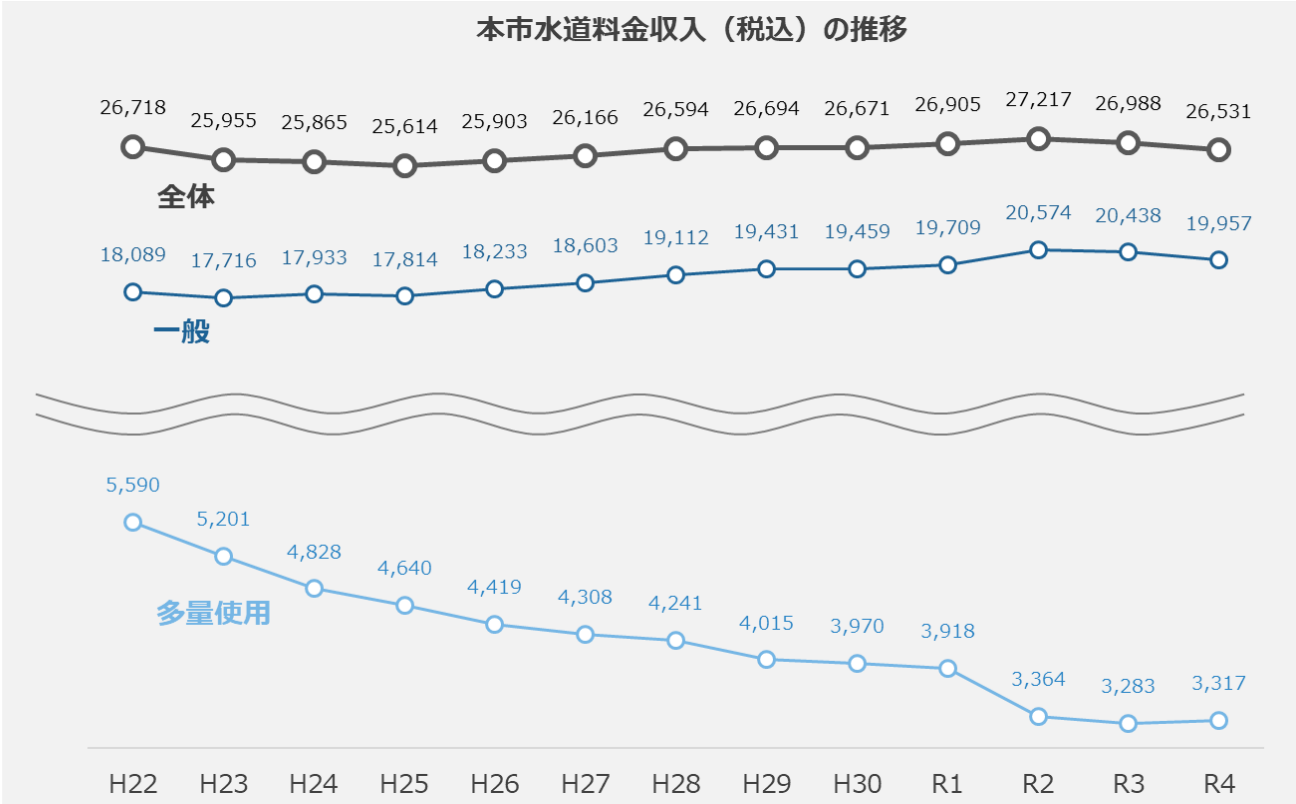
有収汚水量の構成比では、大口は15%
使用料収入の構成比では、大口は**36%**

※1月あたり51m³以上を「大口」と分類

左側の2つの円グラフは、水道の測定水量と料金収入の構成比を示しています。色の付いた部分が、1月あたり50m³を超える大口の需要者です。

2 料金制度等の改革の必要性

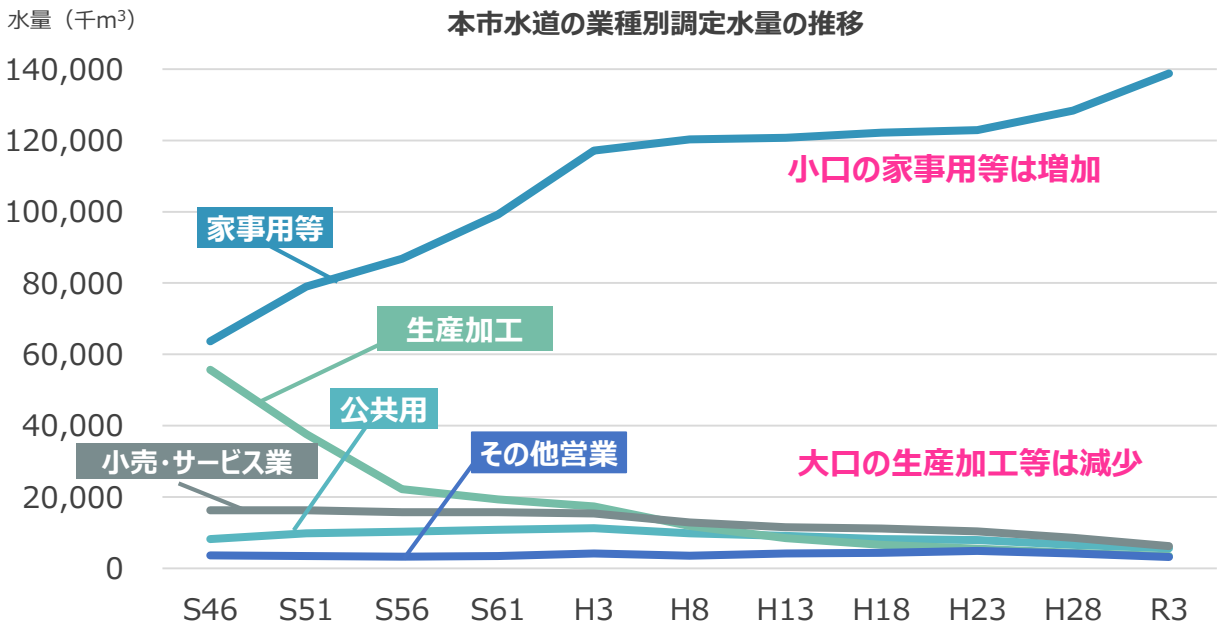
下のグラフは、平成22年以降の本市の水道料金収入を示しています。



一番上の折れ線グラフのとおり、料金収入全体としては、横ばいから微減傾向にありますが、一番下の折れ線グラフのとおり、大口である多量使用者からの収入は減少しています。下水道使用料収入についても同様となっています。

2 料金制度等の改革の必要性

下のグラフは、水道の業種別調定水量の推移を示しています。



昭和46年以降、小口である家事用等は増加しているのに対し、大口である生産加工等は減少しています。

産業構造の変化や回収水の再利用などによって、大口の需要は減少しており、水需要の構造に変化が生じてます。

現在の料金・使用料制度を見直す時期に来ています。

2 料金制度等の改革の必要性

これまでは、大口の負担を増やすことなどで、小口の負担軽減をはじめ、低廉な料金制度を維持してきました。これまでの料金制度の考えは大きく3つに分けられます。

これまでの考え

公衆衛生の向上

- ・ 水道・下水道の普及率を向上させて公衆衛生の向上を図るため、一般家庭等の少量使用者の料金・使用料を低廉化してきたものです。

（関係する制度） 基本水量制 など

大口による負担

- ・ 高度経済成長期にかけて水需要が急増したことから、施設能力を考慮して大口の負担を増やすことで需要を抑制しようとしたものです。その結果、小口の負担軽減など、低廉な料金制度の維持につながりました。

（関係する制度） 逦増型料金体系、累進使用料体系、
上水受水 など

料金以外の収入

- ・ 水道事業では、先ほどご説明した水道利用加入金などの料金以外の収入を確保することで、料金を低廉化してきたものです。

（関係する制度） 水道利用加入金 など

2 料金制度等の改革の必要性

水道料金、下水道使用料の今後については、安定した事業運営に向けて、他都市の制度も検証しながら、利用実態と収支構造のバランスを踏まえた制度導入の検討が必要と考えています。

水道料金と下水道使用料に関わる制度等を、①から⑨まで示しました。

水道・下水道事業に関わる制度等

水道料金

- ① 用途別料金体系
- ② 基本水量制
- ③ 逦増型料金体系
- ④ 二部料金制
- ⑤ 水道利用加入金

下水道使用料

- ⑥ 用途別使用料体系
- ⑦ 基本水量制
- ⑧ 累進使用料体系
- ⑨ 二部使用料制

これら制度等の課題については、次ページ以降でご説明します。

2 料金制度等の改革の必要性

はじめに、水道の「用途別料金体系」と下水道の「用途別使用料体系」についてご説明します。

①用途別料金体系

⑥用途別使用料体系

本市の水道料金

(税抜)

用途	基本料金	超過料金（1 m ³ につき）
専用給水装置	8m ³ まで 530円	水量段階に応じ 95円～357円
公衆浴場用	8m ³ まで 530円	46円
共用給水装置	1戸5m ³ まで 260円	46円

本市の下水道使用料

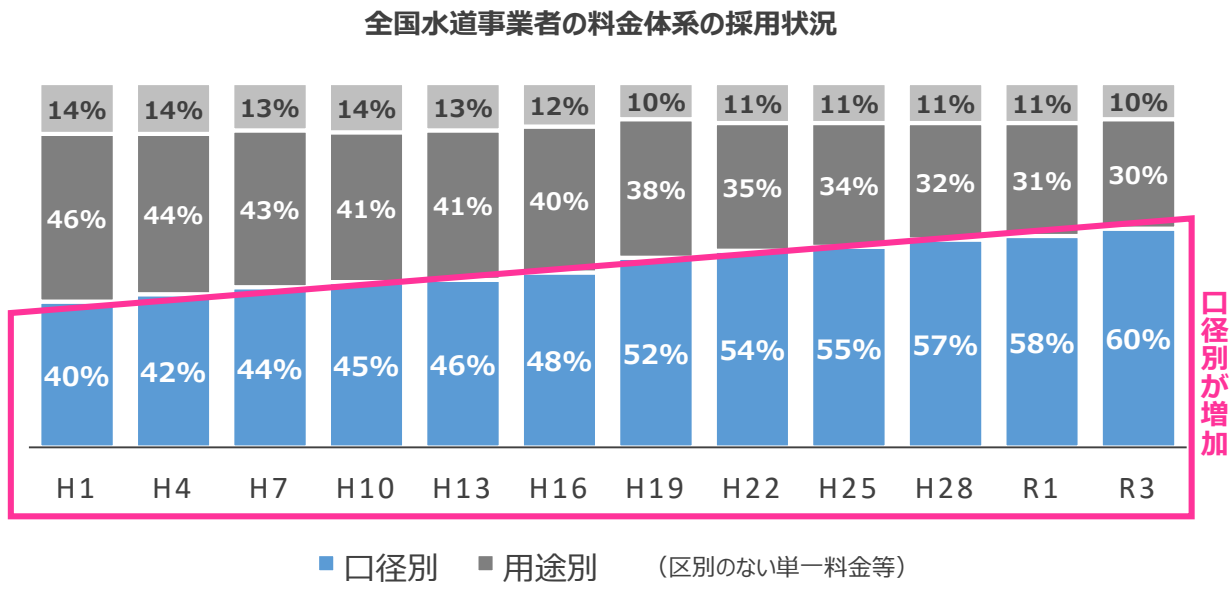
(税抜)

種別	基本額	超過額（1 m ³ につき）
一般汚水	8m ³ まで 660円	水量段階に応じ 10円～475円
公衆浴場汚水	10m ³ まで 110円	11円
共用汚水	1戸5m ³ まで 60円	12円

上の表は、本市の水道料金表と下水道使用料表を簡略化したものとなります。これまで、社会政策的な配慮から用途別の料金体系を採用してきましたが、用途が違うだけで料金に差が出ることから、受益者負担の観点では課題があるといえます。

2 料金制度等の改革の必要性

①用途別料金体系



水道メータの口径に応じて料金格差を設ける口径別料金体系の採用が増加している。

上のグラフは、全国の水道事業者の料金体系の採用状況を示しています。水道においては、棒グラフの真ん中の用途別は減少傾向にある一方で、下の口径別が増加しています。

口径別料金体系とは、水道メーターの口径に応じて料金格差を設けるもので、口径が大きいほど一度に使える水の量が多くなり、水道施設に対する負荷も高くなることから料金に差を設ける料金体系です。

2 料金制度等の改革の必要性

次に、水道と下水道の「基本水量制」についてご説明します。

②基本水量制

⑦基本水量制

大都市の基本水量の設定状況 (R6.4時点)

	0 m ³			5 m ³	6 m ³	8 m ³	10m ³
水道	仙台市 横浜市 新潟市 静岡市 浜松市	大阪市 堺市 岡山市 広島市 北九州市	福岡市 熊本市	東京都 京都市	名古屋市	さいたま市 川崎市	札幌市 神戸市
下水	さいたま市 千葉市 静岡市 浜松市 堺市	岡山市 福岡市 熊本市		京都市 神戸市	広島市	東京都 川崎市 横浜市 相模原市	札幌市 仙台市 新潟市 名古屋市 大阪市 北九州市

上の表は、政令市及び東京都の基本水量の設定状況をまとめたものです。基本水量制は、公衆衛生上の配慮から、一定水量内の料金を低廉かつ定額とするもので、本市では1月当たり8 m³までを基本水量としています。

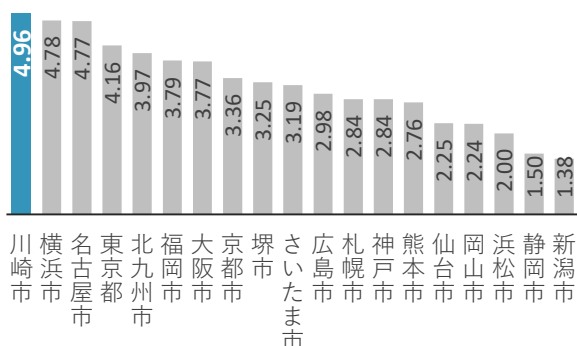
基本水量制によって上下水道の使用を促してきましたが、普及率がほぼ100%に達して上下水道を使うことが当たり前となり、**公衆衛生の向上が図られた現在では、その役割を終えていると考えられます。**また、基本水量以内の使用者にとっては、節水しても料金に反映できないという課題もあります。こうしたことから、基本水量を設定していない都市が多くなっています。

2 料金制度等の改革の必要性

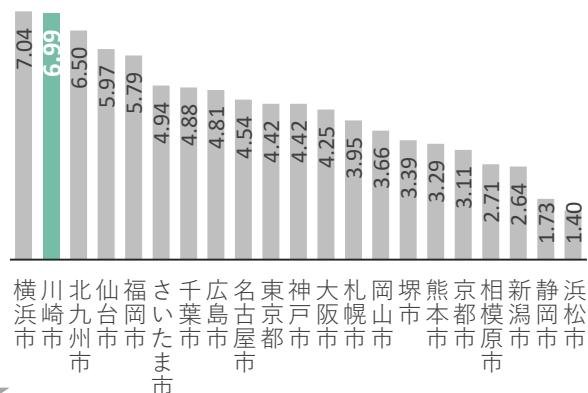
③ 逦増型料金体系

⑧ 累進使用料体系

水道料金の逦増度比較



下水道使用料の累進度比較



逦増度・累進度は、大都市の中で1番目から2番目に高い

逦増度及び累進度 = 1 m^3 あたりの最高単価 $\div$ 1 m^3 あたりの最低単価（月10 m^3 使用時の 1 m^3 あたりの単価）※

※水道料金において口径別料金体系を採用している事業体は、口径13mmの基本料金から算出

次に、水道の「逦増型料金体系」と下水道の「累進使用料体系」についてご説明します。どちらも、使用水量が多くなるほど1トン当たりの料金が段階的に高くなる料金体系のことです。

最も高い単価を10 m^3 使用時の単価で割ったものを水道では逦増度、下水道では累進度といいます。グラフのとおり本市の逦増度・累進度は、大都市の中で1番目から2番目に高くなっています。

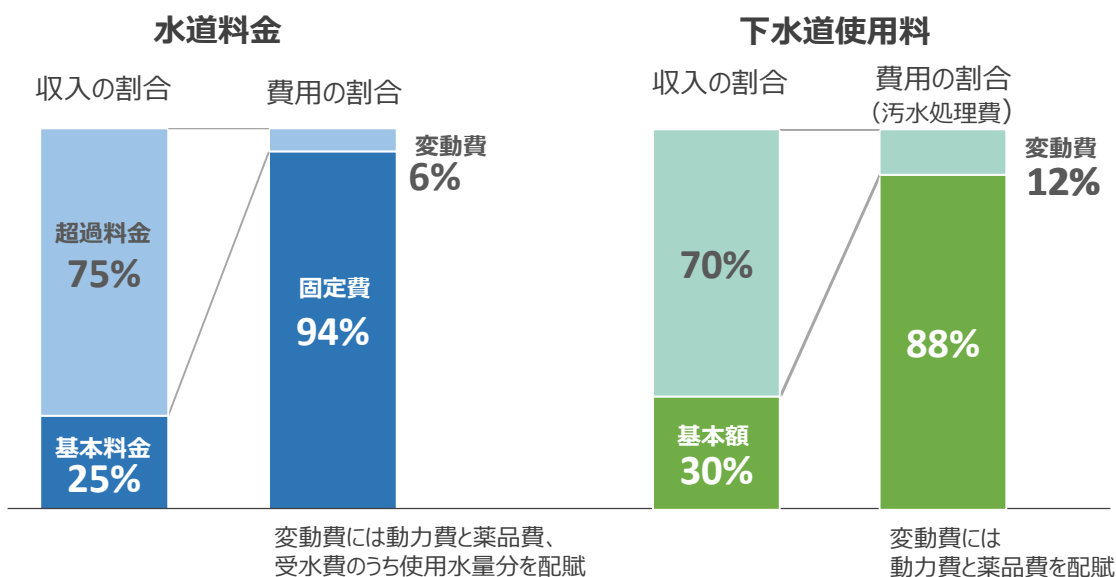
この制度は、高度経済成長期における水需要の抑制を目的に導入されましたが、大口需要が減少して今後も水需要の増加が見込めない現状にあっては、合理性を欠くと考えています。

また、逦増度や累進度が高いと、単価の高い大口需要が減少した場合、有収水量の減少以上に**料金収入の減少が大きくなる**という課題もあり、この高い逦増度について見直しが必要と考えています。

2 料金制度等の改革の必要性

④二部料金制

⑨二部使用料制



次に、水道の「二部料金制」と下水道の「二部使用料制」についてご説明します。

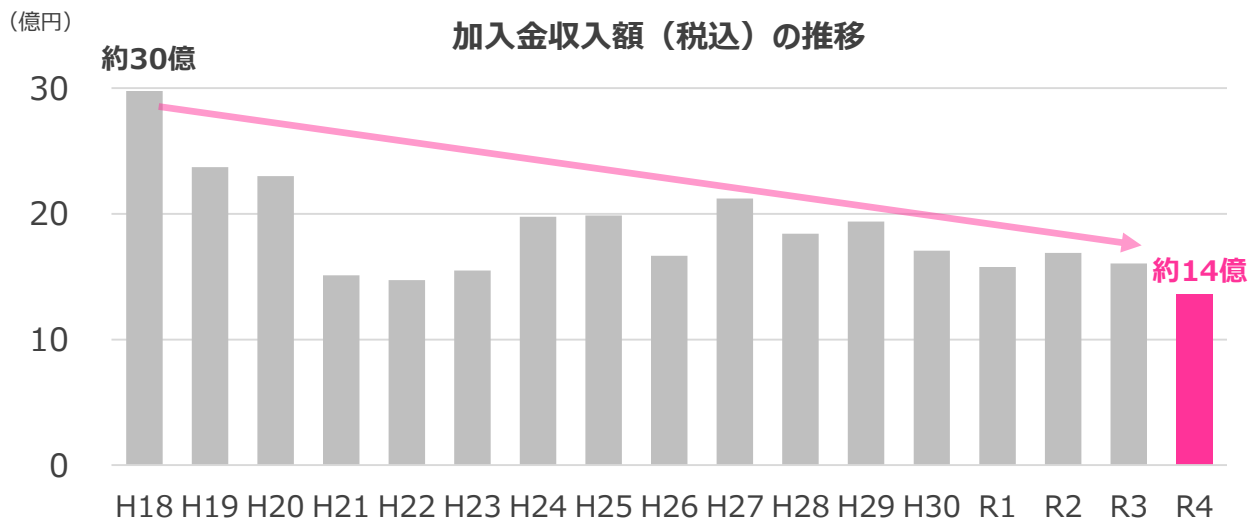
どちらも基本料金と超過料金を組み合わせた料金制度のことで、固定費を基本料金で、変動費を超過料金で回収することが理想とされています。上のグラフは、本市の基本料金と超過料金の割合、固定費と変動費の割合を示しています。

固定費を基本料金で回収することが理想ですが、現状は超過料金の割合が大きく、**受益者負担**と**安定経営**の観点から課題があるといえます。一方で、仮に基本料金の割合を上げる場合は、少量使用者である家庭などの負担増加につながるものが課題となります。

2 料金制度等の改革の必要性

次に、「水道利用加入金」についてご説明します。

⑤水道利用加入金



本市の加入金の収入額は、上のグラフのとおり、減少傾向にあります。加入金は、過去の建設投資の経費の一部について、新たな利用者にも負担を求め、世代間の公平性を図ることを目的に徴収していますが、ダムなどの大型施設に係る減価償却が順次終了していくため、今後のあり方の検討が必要となっています。

また、3年以上市内に住所を有している方を対象とした減免制度がありますが、マンションや建売住宅を購入した場合など、自らが水道工事の申込者ではない場合には適用できず、不公平との意見があります。

2 料金制度等の改革の必要性

料金制度については、現状を踏まえ、見直しを検討する必要があると考えています。

現状として、公衆衛生の向上については、水道・下水道の普及率がほぼ100%に到達していることで達成されており、大口の水需要の減少等により、大口に依存した料金体系により、財政基盤が不安定化してきています。また、加入金等の収入についても、今後安定的に確保できるかは不透明という状況です。

現在の料金制度等の大枠は、昭和40年代から変わっておらず、制度的疲弊が生じているといえます。これまでも制度の見直し時期を検討していましたが、**少量使用者の負担増につながる**ことから、慎重に判断する必要がありました。

現 状

公衆衛生の向上達成

- 水道・下水道の普及率がほぼ100%に到達

水需要等の減少

- 大口（※）に依存した料金・使用料体系により財政基盤が不安定化
- 加入金等の収入が、今後も安定的に確保できるかは不透明

※上水受水（水道から工水への給水）を含む

現在の料金制度等の大枠は
昭和40年代から変わっていない



制度的疲弊

しかし、これまでの考え方では現状と乖離が生じてきたため、将来を見据えて、今後の**事業の持続性**と**負担の公平性**を踏まえた適切な料金制度への見直しが必要と考えています。

2 料金制度等の改革の必要性

上下水道局では、令和3年度末に「中期計画」を策定しましたが、その後、**事業環境の変化**が生じています。

1つ目は、「物価の高騰」です。消費者物価指数や、建設資材物価指数、エネルギー価格などが上昇しています。

物価の高騰

- 令和5年平均の川崎市消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）は、令和2年を100として104.2
- 令和6年2月の建設資材物価指数（建設総合・東京）（※）は、平成27年を100として135.9（令和3年平均は110.3）
- エネルギー価格は落ち着いてきたものの、電気料金は中期計画策定前より高い水準

2つ目は「労務単価の高騰」で、公共工事における設計労務単価が上昇しています。

労務単価の高騰

- 令和6年3月から適用の「公共工事設計労務単価」は、全国全職種単純平均で前年度比5.9%引き上げ

3つ目は、「工業用水の需要の減少」で、最新の水需要調査結果を踏まえた工業用水道事業の施設更新計画と料金制度の見直し案により、工業用水道事業だけでなく、工業用水道事業へ給水を行っている水道事業への影響も生じています。

工水の需要の減少

- 工業用水道事業の最新の水需要調査結果を踏まえた施設更新計画と料金制度の見直し案による水道・工業用水道事業への影響

2 料金制度等の改革の必要性

料金制度の疲弊に加え、事業環境の変化が生じていることから、適切な料金制度への見直しのタイミングに合わせて、将来を見据えた持続可能な料金水準となるよう併せて検討します。

川崎市上下水道局

*Waterworks and Sewerage Bureau
City of Kawasaki*